

衆議院 環境委員会 議 録 第 六 号

平成十七年四月八日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 小沢 鋭仁君

理事 大野 松茂君 理事 桜井 郁三君

理事 竹下 亘君 理事 西野あきら君

理事 奥田 建君 理事 近藤 昭一君

理事 肥田美代子君 理事 石田 祝稔君

石崎 岳君 宇野 治君

大前 繁雄君 加藤 勝信君

城内 実君 小坂 憲次君

佐藤 勉君 鈴木 淳司君

砂田 圭佑君 津島 恭一君

根本 匠君 能勢 和子君

馳 浩君 鳩山 邦夫君

松宮 勲君 御法川信英君

荒井 聰君 泉 健太君

佐藤謙一郎君 田島 一成君

中川 治君 長浜 博行君

松本 龍君 村井 宗明君

山内おさむ君 吉田 泉君

高木美智代君 土井たか子君

山本喜代宏君

環境大臣 小池百合子君

環境副大臣 高野 博師君

経済産業大臣政務官 山本 明彦君

環境大臣政務官 能勢 和子君

政府参考人 (内閣官房地域再生推進室 長) 滑川 雅士君

政府参考人 政府参考人 南部 明弘君

政府参考人 (農林水産省農村振興局整備部長) 杉山 篤史君

政府参考人 (国土交通省鉄道局次長)

第一類 第十一号 環境委員会議録第六号 平成十七年四月八日

政府参考人 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)

政府参考人 (環境省総合環境政策局長)

政府参考人 (環境省地球環境局長)

政府参考人 (環境省環境管理局長)

政府参考人 (環境省自然環境局長)

環境委員会専門員

委員の異動

四月八日

補欠選任

加藤 勝信君

城内 実君

小坂 憲次君

根本 匠君

船田 元君

長浜 博行君

松本 龍君

村井 宗明君

土井たか子君

同日

辞任

石崎 岳君

佐藤 勉君

津島 恭一君

馳 浩君

御法川信英君

泉 健太君

中川 治君

山内おさむ君

山本喜代宏君

補欠選任

城内 実君

根本 匠君

船田 元君

小坂 憲次君

加藤 勝信君

村井 宗明君

長浜 博行君

松本 龍君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

浄化槽法の一部を改正する法律案起草の件

環境保全の基本施策に関する件

○小沢委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、去る五日既に終局いたしました。

これより討論に入りますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小沢委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○小沢委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、大野松茂君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。吉田泉君。

○吉田(泉)委員 民主党の吉田泉です。

私は、ただいま議決されました廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につき、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合

を代表いたしましたして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 必要な廃棄物処理施設の確保のため、公共関与による施設整備の促進などを含め、国民の理解を得ながら安心できる施設整備を図るとともに、必要な財政的措置を講ずるよう努めること。特に首都圏、近畿圏の廃棄物については、域内でできる限り処理が行われるよう、必要な処理施設の整備を推進すること。

二 産業廃棄物の不適正処理事業に迅速に対応するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れつつその普及拡大をする方策を検討すること。また、利用者に対するインセンティブの付与、公共工事等における電子マニフェストの活用促進、モデル事業の計画的実施などを含む普及拡大策を早急かつ積極的に実施すること。

三 廃棄物処理市場の健全化を図るため、処理業者の人材育成、優良性の判断に係る評価基準に適合した処理業者に係る情報公開システムの拡充、排出事業者による公開情報の積極的活用、排出事業者による優良業者の育成を進めるとともに、積極的かつ厳正な行政処分と違反者に対する罰則の厳格な適用により不適格業者の市場からの撤退を促すこと。

四 産業廃棄物の不法投棄が悪質巧妙化かつ大規模化する現状にかんがみ、その未然防止のため、住民等からの通報等に迅速に対応し得

る体制の整備に向け地方公共団体にに対し助言など必要な支援を積極的に行うこと。

五 地方公共団体における廃棄物行政の適正かつ円滑な執行を図るため、その人材育成に努めるとともに、関係行政機関との緊密な連携を推進すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○小沢委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小沢委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。小池環境大臣。

○小池国務大臣 ただいま御決議のごさいました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重し、努力する所存でございます。

○小沢委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小沢委員長 次に、環境保全の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房地域再生推進室長滑川雅士君、農林水産省農村振興局整備部長南部明弘君、国土交通省鉄道局

次長杉山篤史君、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長南川秀樹君、環境省総合環境政策局長田村義雄君、環境省地球環境局長小島敏郎君、環境省環境管理局長小林光君及び環境省自然環境局長小野寺浩君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○小沢委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。荒井聰君。

○荒井委員 民主党の荒井聰でございます。

本論の私の聞きたいことの前に、前委員会で産業廃棄物の処理の法案の審査の際に、同僚議員の方から、電子マニフェストの即時義務化ということをするべきではないかという質問に対して、それは大変難しいんだという話で終わっているんですけれども、しかし、補完的な措置なりあるいは何らかの義務づけに準ずるような、そういうことが必要なのではないかというふうに思われるんですけれども、その点、もう一度徹底した環境省としての御見解をいただきたいと思っております。

○南川政府参考人 産業廃棄物処理の実態把握を正確かつ迅速に行えるような仕組みを構築することは極めて大事だと認識をいたしております。

環境省としては、まず、電子マニフェストの普及促進策を強化すること、これに加えて、電子マニフェスト情報を管理する情報処理センターにおきまして、処理業者などが紙マニフェスト情報を電子化して提出した場合には、これと電子マニフェスト情報を統合して都道府県などへの電子報告を行う仕組みについて検討を行っているところでございます。

こうした仕組みにつきまして、可能な分野から平成十八年度じゅうに導入することを目指しております。これにより産業廃棄物処理の透明化の促進に努めてまいりたいと考えております。

○荒井委員 ぜひ迅速な義務化ということを、法

律に伴うような法制度として、しっかりとした制度の構築を早急に行うべきだということを要望してこの話は終えます。

今回、私、環境行政というものをつつと調べてみるという調査をしました。実に幅の広いのが環境行政だということに思います。しかし、その幅の広い環境行政が、ともすると理想とか理念とか、あるいは一部のボランティアの人たちに頼っているというところが多過ぎて、本当の意味の太い柱になり切っていないのではないかと。そのなり切っていない主要因というのは何なのだろうかということを考えてみましたところ、しっかりとした地域政策なり地域行政との連携といえますか、そういうものがまだまだ希薄だということ、これは、環境省自体が新しい省庁ということもあるのだと思っております。そういう点の一つ、それからもう一つは、すべての人間の活動というのは経済活動に由来している部門が大変多くて、理想とか理念に頼っているものなかなか長続きしないというのが現実だと思っております。

そういう意味で、環境行政が、経済活動、経済政策、産業政策とどういう形で結び合っていくのか、そのところのしっかりとした考え方というのが大変大切なのではないかとというふうに私は思います。

そこで、きょうは地域政策なりあるいは産業政策の側面から環境行政を幾つか質問をしてみたいというふうに思っています。

地域政策の一つの例として、最近よく新聞に出ますし、また、環境省が一番関心を持つという一番大きなテーマは、恐らく知床の世界遺産の指定なんだろうというふうに思います。そこで、北海道の東側、道東地域と言われているんですけど、その地域の東側、道東地域と言われているんですけど、環境政策がどういう形でなされているのかなとされているのかとか、そういう点について、少しそこに絞って前半は質問をしたいというふうに思います。

ところで、知床の世界遺産の指定について、現

状は、今どんなような状況なんですか。そこをちょっとお聞かせいただけますか。

○小野寺政府参考人 世界遺産、ことしの一月に知床を世界遺産委員会に日本の候補地として推薦をいたしております。その後、世界遺産委員会から、特に海域の保護についてどうかということ、それが来まして、現地の北海道庁、斜里町、漁協を中心とした地域の団体と協議をいたしまして、保全のための管理の計画というのをつくって遺産委員会に出すということになっておりますので、その回答をつくって、三月末に遺産委員会に報告したところでございます。

これを受けて、世界遺産委員会の専門的調査機関であります世界自然保護連合、IUCNが今審査をしております。この結果が恐らく五月ぐらいにはまとまって、世界遺産委員会に報告されるという手順でございます。それを受けて、七月に世界遺産委員会が開かれます。その登録の決定の可否が問われるというのが今の状況でございます。

○荒井委員 新聞報道なりあるいは地元で流れている情報によりまして、漁業者も随分協力をしている、あるいは北海道庁や関係省庁も大変な協力をしているということ、非常に前向きな方向にあるんだらうというふうにとらえられているわけなんですけれども。

ところで、これが指定をされた場合に、どういうようなことが地域の市民あるいは地域の行政に、あるいは北海道庁という地方自治体に、何を期待をするのか、あるいはどういう関係のコーディネート組織をつくっていくのか、そういう点については準備が進んでいるんでしょうか。いかがでしょうか。

○小野寺政府参考人 世界遺産というのが、非常に世界的にすぐれた自然を、価値をはつきりさせるということと同時に、その登録された地域が将来にわたって確実に保全されていくということが要件、目的となっております。

そのため、世界遺産委員会からは、保全のため

知床の場合は、既に十五年の十月に地域協議会というのを、今申し上げました関係業界、とりわけ漁協あるいはエコツーリズム協議会みたいなものも含めて、つくって、管理及び保全のための検討をしているところでありますし、また、自然環境ですので、専門的な考え方をどう整理するかというのが極めて重要であります。専門家を含めた科学委員会でそれらも含めて検討をしているところでございます。

○荒井委員　知床という地域は羅臼町という町と斜里町という二つの町にあるんですね。でも、その斜里町の方に、従来から、知床の自然を守るためにということと斜里町独自に財団法人をつくっているんですね。その財団法人が知床の自然保護をずっとやってきているんですね。でも、しかし、小さな町でありますし、小さな町単位の財団法人ですから、とても世界遺産を引き受けるというか、それをコーディネートできるだけの組織力も資金力もないと思うんですね。

第一類第十一号 環境委員会議録第六号 平成十七年四月八日

そういう意味で、知床の世界遺産を守るためにその地域住民をどういうふうに組織化していくか、地域をどういうふうにサポート体制を組んでいくのかということは、市町村行政も含めた大変大きなトライダだと思いますので、ぜひ、さまざまな意味でのビジネスモデルをこの地域でつくってもらえればなというふうに思っています。

ところで、こういう自然を守るためには、なるべく自動車が、車が入らないようにということが大事だと思うんですね。

環境の面から見れば、モーターゼーションを抑えてこういう地方鉄道を振興させていくというのが本来だと思うんですけども、その点、環境省と国土交通省との間ではどういような話し合いが行われているのかなと。モーターゼーション全体について、環境面から見て、考え方というのを一度聞かせていただきたいと思います。

モータリゼーションといいますが、一番影響が
 ございますのは大気汚染の観点でございますの

そういうことでございますので、一台ずつの規制も一生懸命やるわけでございますけれども、交通量を減らす方法、あるいは、例えばそこで言いますと、今御指摘のありましたモーターシフトといいますが、鉄道、船舶、そういったものを活用すること、あるいは物流の合理化、こういったようなことが重要だというふうに認識しております、そうした方針が、いろいろ、例えば環境基本計画とか、これは国土交通省と政府が一体となって進める大きな政策方針の文書に位置づけられているというのが現状でございます。

ただ、一方で、大変利用者が減少し、その存続が危ぶまれているという路線もあるわけでございますので、やはり鉄道を、鉄道というのはやはり事業経営として成り立っていかねればいけないわけでございますので、その存続のためには、利用者が地域の足として鉄道を選択していただくということがよりまして鉄道が維持されていくということが望ましい形態ではないかと考えております。

○荒井委員 各第三セクターでやっている鉄道の経営が大変困難になっているというのは、第三セクターがやっているから赤字化している、そういう要因も大変多いと思うんですね。第三セクターというのは、本来の意味の経営能力、厳しい経営能力というのは、私は、その能力に大変欠けているんだと思うんです。もっとこういう第三セクターの経営について、厳しい審査というか、あるいは指導というのをぜひ行っていくべきだ、あるいは民間企業に払い下げをしていく、あるいは民間のノウハウをどういうふうにこの第三セクターの、特に公共交通のこういう事業には必要なのかというようなことについては、ぜひ国土交通省がもっと先頭に立って指導していくべきではないかなというふうに思います。これは私からの指摘にとどめておきます。

そういう技術が、今、小池大臣も沖縄北方の担当大臣でありますし、私も沖縄北方特別委員会の委員長をさせてもらっていますけれども、サンゴを守るということで、沖縄のヒトデ問題というのは大変大きな問題とされているわけですね。聞きますと、沖縄のヒトデを人手でとって、それこそ

人手が足りなくなるんですけど、とって、それを焼却している例が多いというんですけども、それでは、人の善意に頼っている、あるいは予算だけで限界が来ってしまう。やはりどこかで経済活動と結びついていないとだめなんです。肥料化をしていく、そういう事業を起こしていく、企業を起こしていくということと密接なつながりがつくれるならば、ヒトデ一匹何円という買い上げが行われて事業化をしていく。しかも、できた製品は肥料として、あるいは一部の、アブラムシとかそういうものを忌避する、ヒトデの中にそういう物質が含まれているようにですけども、そういう作用があるということで、農業にも利用できる、そういうレポートもあるんですね。

私は、環境省という省庁は、そういう多面的な技術というものをきちっと集約して、それを必要なところにきちっと情報開示をしていく、情報通知をしていく、そういう役割が大変大きいと思うんですけども、環境省は情報を熟知していただろうか。そのあたり、聞かせてください。

○小野寺政府参考人 沖繩のオニヒトデにつきましては、環境省では、平成十四年度から内閣府、沖繩県の協力を得て各種対策を実施してきているところでございます。この一環としてオニヒトデの分布調査、駆除効果の検討なども行っておりまして、この中で、平成十六年に、委員御指摘の道東における事例等を参考として、駆除したオニヒトデの肥料化による有効利用についても既に検討を行っているところでございます。

その十六年の結果は、肥料化については技術的に一定の可能性が認められると我々としては判断しております。なお、次の実現化に向けて、十七年度も引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○荒井委員 これは肥料とか農業とか、あるいは海から出てくる産物をどういうふうに使って活用していくのかという技術ですから、農林省の中にもそういう技術、ノウハウがあるんじゃないかと思うんですけども、そのあたり、いかがでしょうか。

○南部政府参考人 オニヒトデの肥料化というところでございます。

過去にヒトデを使った肥料の登録が数件あったというふうには聞いておりますけれども、まだオニヒトデにつきましてはちょっと承知していないところでございますが、農林省といたしましては、地域のバイオマス資源を、エネルギーでありますとか、いろいろな材料、それから製品、当然肥料も含みますけれども、に変換して循環利用する総合的な活用システムというふうなものを構築する地域の主体的な取り組みというのに対して、今年度より、バイオマスの環づくり交付金というところで支援を開始いたしております。

オニヒトデの肥料化ということにつきましては、このオニヒトデを含みます、地域でどのようなバイオマス資源が賦存しているかというような状況でございますとか、肥料への変換の可能性でありますとか、その出てきた製品なり、そういうようなものの利活用の計画というふうなものを確認しました上で、本バイオマスの環づくり交付金というものの適用を検討していくというふうなことになるのではないかと考えております。

○荒井委員 農林省はそういう技術をお持ちでしようし、また補助制度も、そういう補助制度を整備しつつあるというふうにも聞いていますので、生物環境を守るためのそういうものをぜひ積極的に農林省もやってもらいたいということを要請させていただきます。

ところで、先ほども冒頭、私、話をしましたけれども、地域政策の面と、もう一つ、産業政策の面をしつかり踏まえた形で環境政策をしないと大きな流れにならないという話をさせてもらいました。環境保全技術というか環境関係技術というのは、私は、物すごく大きなマーケットが存在しているんじゃないかというふうに思います。

そこで、経済産業省にお聞きしたいんですけども、一九六〇年代の後半から一九七〇年代の前半にかけて、我が国は水質汚濁ですとか大気汚染という公害に大変悩まされて、その結果、幾つか

の法案の整備をやってきたわけでありまして。当時の産業界でも、それがコストにはね返って競争力が落ちるということを心配する経済界の声も大変強かったんですけども、この大気汚染防止法とか水質汚濁防止法とか、そういう法律が、結果的には新しい技術を生み出して、環境関係産業とまでは言えないけれども、そういうものをつくり出していったと思うんですね。そのあたりの評価というのを経済産業省はどういうふうにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

〔委員長退席、肥田委員長代理着席〕

○山本 明 大臣政務官 経済産業大臣政務官の山本ですけれども、委員の質問にお答えをしたいと思います。

今委員からお話ございましたように、まさに一九六〇年代から七〇年代にかけて、水質汚濁とか大気汚染の公害問題というのは我が国で大変大きな問題になったところでありまして、そういう問題だったので、私もいろいろといたしましたが、汚染源の規制は当然でありますけれども、公害設備に対する資金援助、そしてまた公害対策に対する技術面での資金援助、こういったものに力を注いできたわけでありまして、私もとしては、一九八〇年ぐらいには危機的な状況というのは排除できたのではないかと今思っています。

数字でちょっと申し上げたいと思いますけれども、硫酸酸化物と窒素酸化物で申し上げますが、この排煙設備なんです、硫酸酸化物でいいますと、四十年代では百基ぐらいしか処理装置がなかったわけですが、今言った八〇年ぐらいいなりましたと約千基ぐらいいなりました、大変ふえました。処理能力も、昭和四十五年ごろには五百万立米N・パー・アワーであったものが、今言った一九八〇年ごろには一億立米まで上がってきたというところであります、大変基数もふえましたし、処理能力も上がってきた。窒素酸化物も同じように大変能力も基数も上がってきておる、こういうようなことで、危機的な状況は八〇年代に脱することができた、こんなふうに考

えておるところであります。

そして、産業がどうかということでもありますけれども、この公害防止対策に対する設備投資ですけれども、一九六五年には設備投資が全設備投資の一・九％しかありませんでしたが、一九七五年には一六・一％まで上がったということでありまして、産業界も非常に多くのコストアップにつながったことにはなるわけでありまして、先ほど委員も御指摘がありましたように、公害防止装置産業としては大変発展してきたということがありますし、そしてまた、できた製品におきまして、電気製品とか、自動車もそうでありまして、また、まさに世界に冠たる省エネ製品ができてきたわけでありまして、そういった意味で、結果的には日本はこの規制とか援助によって産業が非常に発展してきた、こんなふうに考えております。

○荒井委員 同じ質問を環境大臣にも答弁していただきたいと思います。副大臣ですか。

○田村政府参考人 ただいま経済産業省から御説明ございましたように、私も私も、ほぼ同様の認識を持っております。

七〇年代におきまして、特に水質あるいは大気などに係ります公害関係法制度の整備に伴いまして、その規制の実施等によりまして、我が国の環境保全技術は大きく発展したと認識をしておりますし、その後も、さまざまな規制の実施などに伴いまして、あわせてさまざまな技術開発がなされたわけでございます。我が国の環境産業、環境ビジネスも着実に発展しております。環境ビジネス、当然、経済を活性化させるとともに雇用も生み出しているわけでございますから、私も私もそのように認識をしております。

例えば自動車排出ガス等の分野を見ましても、七八年の規制以降、常に世界最高水準のいわば厳しい規制を行ってきたわけございまして、自動車メーカーの技術革新を促しておりますし、また、御承知のように、世界市場におきます日本の自動車産業の躍進に大きく貢献したものと考えられて

おります。

今後とも、こうした視点に立ちまして、さまざまな施策を進めてまいりたい、そのように考えております。

○荒井委員 次の質問とあわせて大臣から答えをいただきたいんですけども、京都プロトコルが発効して、いよいよ炭酸ガスを中心とする温室効果ガスを抑制しなきゃならないということが、我が国の条約上の約束、国際約束でありますから、それを進めていかなければならない。これは環境省としては積極的に進めるということなんでしょうけれども、私は、経済産業省としてはやはり経済界の意向もあつてなかなかそこに踏み切れないところがあるのではないかと思っています。

先ほど、六〇年代後半から七〇年代にかけて、あの厳しい抑制の中で新しい産業なりあるいは新しい技術が開発されていったという事例を踏まえるならば、私は、このCOP2の削減の技術、新しい技術、新しい産業というの、この京都プロトコルを契機にして、我が国の大きな政策として進めていくべきではないかというふうに考えるんですけれども、そのあたりを含めて、大臣、いかがですか。

○小池国務大臣 先ほどは環境全体ということの御質問であつたかと思ひます。

環境全体で言うならば、七〇年代、さまざまな公害問題を経験してきた、その裏側には高度成長という経済優先の時代があつたということだと思ひます。また七〇年代は、同時に、二度のオイルショックを経験した、そういった公害問題でどうするかということ、ともに省エネ対策をどうするかということが非常に危機感を日本じゅうで共有した時期であつたと思ひます。

それが結果的にも、環境産業、環境技術というのを着実に伸ばしていつて、それが世界における日本のマーケットシェアも伸ばしてきた、そういう連続であつたと思ひます。それは、公害問題もそうだけれども、石油価格の急激な上昇という

ことが危機感につながつた。

今回、京都議定書が発効をされ、そして、地球温暖化という大きなテーマが我々の目の前に突きつけられていくわけでありまふけれども、この地球温暖化対策の技術も、これをまた契機としてさらに伸ばせるというふうに私自身も思つております。

また同時に、中環審の環境部会においてもその点は御議論されておりますので、後に副大臣の方からも加えさせていただきますと思ひますけれども、いずれにいたしましても、この京都議定書が発効、そしてまた、そこで我が国が果たさなければならぬ役割というのが、七〇年代における石油価格の上昇と同様な、もしくはそれ以上の大きな追い風といひまふようか、後押しといひまふようか、そういったことにつながっていくことが、結果として我が国の環境産業をさらに伸ばしていくことにつながるのではないかと、そのように思つていふところでございふます。

中環審などでの今の審議状況などについては副大臣からお答えさせていただきますと思ひますが、よろしいでしょうか。

○荒井委員 私は、今大臣が御説明をされたとおりにだと思ふんですよ。ここは、私たちの国の命運がある意味ではかかつていふところで、ぜひ、環境省と経済産業省との間というのをはっきりとした話し合ひをして、環境税というものをどういふふうに考えていくのかということをしつかり考えるべきだと思ふんですよ。

ところで、これは事務方ではないんですけれども、京都プロトコルが発効して達成ができなくなる、今はそういう見通しの方が強いんですけれども、削減率の達成ができなくなると、京都メカニズムを発効して排出権を他国から買つてくるということをやらざるを得ないというのが現実だと思ふんですけれども、これは、もしも推計があるとしたらばお答えをいただきたいんですけれども、会計の一分買ふとするとどのぐらいの経費になるのか。さらには、その経費はどこから出そうとし

ていふのか。今のところ答えにくいんでしようけれども、そういう点に関して検討した経緯があるならば教えていただけますか。

○小島政府参考人 京都メカニズムの活用につきましては、京都議定書が発効したということで、我が国だけではなくてEUの方もその獲得ということで競争が始まつていふふうに認識しております。

この分野ではオランダがかなり進めておりまして、オランダは国の方でクレジットを買つてくる、こういうようなことをしております。トン当たり千円前後というのが今の状況でございふます。ちよつと今まだ算数で掛けておりませんが……

（荒井委員「トン二千円」と呼ぶ）はい、トン当たり千円前後ということですが、それは現在のことでございふますので、これからは需要と供給の関係ということで値段というものが決まつてくるということでもありまふし、今の状態はまだCDM理事会とかそういうところを通つていない段階ですから、どういふものがいわゆる品質の高いクレジットであるのかというふうなことも値段の決定に影響を及ぼしてくるというふうに思つております。

財源については、どこから出してくるかというのは、これから、毎年度のこれは予算要求のこととございふますので、私どもも早急にその対応をしなければいけないと思つておりますが、要求のプロセスの中で、財務省ともあるいは関係方面とも御相談をしながらやっていきたいと思つております。五年間で約一億トン、一・六%を考えておりますが、それは日本が獲得をしなければいけないトン数にしますと、CO₂で一億トンというものでございふます。

（肥田委員長代理退席、委員長着席）

○荒井委員 今の財源のところなんですけれども、それは政府の予算、税で対応するということを前提にした説明の仕方だと思ふんですけれども、それでいいんですか。

○小島政府参考人 CDM、JIは、事業自体は

民間企業が行うものでございふますけれども、それを国の削減の方にカウントするためには政府の口座に移していかなければなりません。民間企業がただでお国に供出をしていただければいいわけではございふますけれども、大きな部分はそういうことにはならないだろうと思ひますから、政府がそれを取得するためにその対価が必要ではないかというふうに思つております。

○荒井委員 私は、環境税というのはやはり必要だといふふうに思つて、前回からそういう趣旨の質問をしております。

一つは、きょう経済産業省に来ていただいたのは、経済産業省ともう少し突っ込んだ議論をしてほしいと。

それで、経済産業省には、これは私の経験なんですけれども、かつて介護保険というのをつくりました、あのときも経済産業省が大反対をいたしました。それは、会社が負担するから、負担部分があるから、自己負担部分の半分は会社が持つわけですから、経団連を中心とした経済界、そして当時の経産省は反対をしたわけなんです。

そのとき私が申し上げましたのは、約四兆円のマーケットがそこでできるんですよ。四兆円のマーケットをつくるのに、経済界は一兆円の負担で四兆円のマーケットができると。今から十年以上前ですから、あの経済状況の大変悪いときに一兆円の負担で四倍のマーケットをつくることでございふ、そしてそれに基づき雇用が拡大されていく、これに反対する経済人の考え方はわからないという話で、経産省と随分やり合つた覚えがございふます。最後は、経団連は納得していただきました。今度の京都議定書が発効することによる炭酸ガス削減について、環境税の問題というのがデッドロックに乗り上げていふような感じがなかなか難しいという状況なんですけれども、私は、大局的な観点で、経済界自身が新しいマーケットをつくっていくんだ、新しい技術をつくっていくんだ、そういう考え方に立つべきだといふふうに思ひます。

そこで、今の環境税というのは、どうも抑制の方ばかり、環境税をつくることによって炭酸ガスの抑制ができるんだというところにはかなり主眼があつて、税というのは、その徴収した税を何に使うのか、何に使うために徴収するんだというのが税の本来だと思ふんですけども、このあたりの環境税の基本的な考え方というのは、僕はちょっと納得できないところがあるんですけども、そこをだれか。環境省、どうですか。

○高野副大臣 環境税について委員が大変御理解をしていただいていることに感謝したいと思ひます。

もう御存じだと思いますが、環境税は、排出量に応じて企業とか国民が負担をするという税制でありますので、もう御存じのとおり、三つ、価格インセンティブとかあるいはアナウンスメント効果とかあるいは財源効果というのが期待されるわけですが、その財源効果については、その税で新しいエネルギー開発あるいは省エネの技術を開発する、あるいは森林吸収源対策に使う、あるいは環境教育にも使うというような使い方がありと思ひます。

今、京都議定書目標達成計画案の中にも、環境税については「真摯に総合的な検討を進めていくべき課題」というふうに盛り込まれておりますが、さまざまな議論がありまして、国際競争力が低下するんではないかとかいうような、あるいは環境税を導入しなくてもこの目標は達成できるというような議論もありますけれども、環境税は、我々の試算ではGDPに与える影響もそんなに大きくはないということもありますし、国際競争力、産業空洞化云々ということについては、これはむしろ新しい市場を求めていくとか安い労働力というような観点から起こるのであつて、環境税を導入したから産業空洞化が起こるというようなことはまずないだろうというふうにも見ております。

るのではなくて、もっと長期的な、大局的な立場に立つた上で、企業の論理を乗り越えて環境税の導入ということが必要ではないかと思つておりますので、委員の御協力をぜひお願いしたいと思ひます。

○荒井委員 企業の論理からいっても、最近、企業のイメージを高めていく、あるいは企業価値を高めていくという、そういう観点から、環境にどのぐらい貢献をしているのか、社会的な貢献をしているのかという、私は企業価値を高めていくんだらうというふうに思ひますね。

それから、環境税を何に使っていくのかということをもう少ししっかり環境省、考えられた方がいいと思ふんですね。これは経産省の知恵をかりたいと思ふんですね。

それは、今、新しい社会、新しい仕組み、省エネ型のあるいは省炭酸ガス排出型の社会をこれからつくるべきやなというときに一番何が必要なのかという、やはり新しい技術ですよ。その新しい技術開発に、炭酸ガスを排出している今の企業の資金力だけでそれを開発していくというのは、私はやはり難しいんだらうと思ふんです。

そこで、この環境税で集めたような資金をそういう研究開発に集中的に投資していく。ばらまきが一番だめですよ。集中をしていく、そして新しい技術を伴った産業をつくっていくということ、環境省が率先して陣頭に立つべきだ、そういうふうにしてもらいます。

時間が来ましたから、最後にこの点に関して、小池大臣の決意を込めた答弁をお願いいたします。

○小池国務大臣 京都議定書の六%削減約束を確実にするという点では、国民の意識の改革といったようなモラルの部分と、それから、科学技術の促進によつての着実な目標達成の道と、二本あると思ふんですね。

今の税収をどのように使うのかという点につきましては、おっしゃるとおり、技術の開発の促進、そしてその普及を図る、それをもつて京都議定書

の目標の達成を図っていくことが、我が国の国際的な競争力並びに企業の社会的責任を満たす、この両面でもプラスになるのではないかと、このように考えておりますので、しっかりとPRを重ねていきたいと思つております。

○荒井委員 以上で終わります。

○小沢委員長 次に、中川治君。

○中川(治)委員 民主党の中川でございます。

私は日ごろは国土交通委員会に所属をしております。しかし、ちょうどことは国土交通委員会でも下水道法の一部改正案というのが出ておりました、環境委員会の方では議員立法で浄化槽法の改正案が出ていますということで、両方で質問をする機会があつて、これは非常によかつたな、そんなふうにしてもらいます。

去年の決算委員会でしたか、一度浄化槽の問題について質問をさせていただきました。今回の浄化槽法のねらいというのは、やはり二つあると思ひます。

一つは、やはり水質基準をきちつとやる、現実の追認という意味がほとんど多いと思ひます。現在BOD二〇以上で設置をしているところ、これはほとんどないというふうにしておるんではないかと、一応法的には九〇以下ということになつておりますので、二〇以下ということできちつと法律で決めていく、こういうのが一つの趣旨だというふうにしてもらいます。

しかし、もうほとんど二〇以下の浄化槽がついておるという現状の中で、改めてこの二〇というふうに決めるということで、ある意味では若干心配もござります。

例えば、BOD二とか三とか、私は大阪の和泉市というところに住んでおりますけれども、一番山奥の川に行きますとBOD〇ないし一という水質のところもあります。そういう意味では、二〇と決めて、そういう清流の横でも二〇でええんかという、そんな思いがしておりますけれども、これについてはどうでございましょうか。少しマニアックな質問ですので、部長さん、助け船を出し

ていただいても結構です。

○南川政府参考人 浄化槽設置の方が安い上に、地形に関係なく短期間に設置できる、そういった施設でござります。また、生活排水を発生源で処理しまして身近な河川、それこそ目の前の側溝や小川に放流します関係から、水量も確保されて清流の回復にも貢献するといったものでござります。

浄化槽から出ますと、家屋近くの側溝においても自然浄化能力が活用できます。そこにおいて放流された水質よりも五割から八割程度も汚濁負荷が軽減する、そういったデータもあるわけでござります。さらに、それから河川に入れますればBOD濃度は低くなりますし、土壌でも浄化が期待できるというふうに考えているところでござります。

量的にも、浄化槽からの排水量は河川の雨量に比べれば圧倒的に小さいわけございまして、たとえ非常にきれいなところに出たとしても影響は小さいものと思つておまして、一律二〇ppm以下としまして、水質保全上は十分意味があると考えております。

○中川(治)委員 十分意味があるということはよく承知をしておりますけれども、ゼロあるいは一ないし二、三というように、大量に流れている川であれば少量のBOD二〇の排水を流しても大丈夫だ、それに行き着くまでにきれいななりまなが、こういうことですので、確かにそういう面もあるんですけども、生活排水で河川や地下水を汚染しないという基本的な原則に立つて言えば、やはり二〇ではなくて、より高い基準の浄化槽を採用するということを積極的に推進するということが必要ではないかな。特に、沼や湖や、あるいは閉鎖性水域というんですか、東京湾、伊勢湾、大阪湾あるいは瀬戸内のごとく、高度処理型の浄化槽の導入ということも私は大いに必要だと思ひますけれども、この基準については今のところどうなつていますか。簡単に。

ところが、五人槽でいきますと一基九十万円。これでいきますと、設置をする市町村の負担というのは大体十七万円ぐらいなんです、割合を計算しますと。ところが、百十万円になりますと市町村の負担というのが二十万円を超える。二十二、三万になるんじゃないのかな。要するに、市町村

ところが、保守、清掃、点検、大きく分けて三つあるんですけども、点検といいますか検査ですね、この検査がなかなか進まない。最初取りつけたところの検査はほとんど各県とも熱心にされているんですけども、その後がほったらかしだ。ほったらかしやからほったらかしということでは

私どもとしましては、検査体制が整備されるように県を指導してまいりますし、また保守点検業者などが手続の代行を行う一括契約の推進、あるいは理解を得るためのタウンミーティングの開催、そういったことでの普及啓発を一生懸命やっていききたいと思います。

も、やはりちよつと高い。

これは、顧客が安定していかないと、業者さんも、どんな対象が減っていくというふうなこともあります。むしろ、これから業として安定してきちつとやっていくというふうなことをやらないと、なかなか困難なのではないのかな、そんな

ふうに思っております。そういう点では、これからの維持管理のコストの問題を解決するためにも、事業者を健全に育てていくことをぜひやっていただきたいと思ひますし、業者の皆さんと協力を保ち、清掃、検査体制をより進めていただきたいということをぜひお願いしたいと思ひます。

私も、こういう保守点検、一番岐阜県が進んでいると言っておりますので、岐阜県の会長さんとあしたお会いして、手口やその他いろいろ教えていただくというふうにも思っております。今浄化槽の全国の会長さんにもされておるようでありまして、ぜひその点も含めて、今後ともよろしく願いをしたいと思います。

さて、市町村の設置型の浄化槽、これが制度化されて都市部でもオーケーというふうになったのがたしか平成十二年でしたか、平成十二年ごろだったと思ひます。それ以降いろいろな、名称が変わったり制度が変わったりということがありましたが、市町村設置型の事業者、ちよつと法的にややこしいところがありますので改めて伺ひますけれども、市町村設置型の浄化槽の事業を進めてもいい区域、環境省としてはどう考えているかということをもう一回御説明ください。

○南川政府参考人 まず、先生御指摘ございました、都市部などでも設置できるということで、いわゆる浄化槽による汚水処理が経済的、効率的な地域として環境大臣が認める地域などが加わったのが平成十四年度からでございます。まだつい最近でございます。

わけでございます。

○中川(治)委員 環境省と国土交通省で用語が違つたりしますので、ぜひ統一をしていただきたいというふうには私も思ふんですけれども、一つは、もう下水道工事が終わりました、各家庭と接続をしたか、あるいはこれからできますという地域、これを供用開始区域とか言つたりするんですけれども、国交省の方では、下水道課では、最近これを下水道整備区域というふうには呼ばれておるようであります。もう一つは、先ほどおっしゃいました下水道認可区域ですね。これはこれから五年ないし七年ぐらい具体的に工事を進めますよというところで事業認可をとっていく。そういう地域を認可区域ということと呼ばれております。

今説明があつたのは、下水道の認可区域外であればオーケー。ところが、先ほど言われましたように、下水道の認可区域外であっても、公共下水道の認可区域というのがありますし、最近では流域下水、要するに府県が市町村を越えてやる事業、これは補助金が非常に有利なんです。それから、当面の現ナマが要らない。場合によつたら府県が、上品にいかないけれども、けつをふいてくれると言つたらいいか、責任を持ってくれるということもありまして、流域下水道に乗つてくるといふ傾向が非常に強い。ですから、流域下水道の認可区域というの片っ方でありまして、特にこれは大阪府なんかそうなんですけれども、普通は公共下水道の認可区域というのは、市町村は本当に五年ないし七年ぐらい先の間に事業をしてしようというところを公共下水道の認可区域として申請をして決めます。ところが、大阪なんかの場合は、流域下水道認可区域というのは実は九五%以上網が既にかかつてしまつています。要するに、五年や七年じゃないんですよ。これは下水道法の改正案のときに、大阪の北側大臣ですから、どない思うという話を一通りしてみようと思ふんですけれども、認可区域というのは五年ないし七年ぐらいの、これはここで聞いてもしようがないと思ふんです。

が、国交省の問題だと思ふんですけれども、本来はそういうものだ。五年ないし七年ぐらいの間に工事が終了するのが認可区域のはずが、十年たつても二十年たつても工事が終わらないうちに、この認可区域にしているんじゃないか。

その場合、私は、ぜひ環境省の方からも、おかしいやないかという文句を言うてくたさい。文句を言うてもしょうがないねんと思ふので、これは毎年毎年言わないとだめです。毎年もめないとだめです。もめてはるんやと思ひますけれども、私は、公共下水道認可区域外は市町村設置型浄化槽オーケーというふうにぜひすべきだと思つておる。そのためにどういふことをやるのかということを一生涯懸命考えております。そういうことも含めて、ちよつと考え方を。

○南川政府参考人 御指摘のとおり、下水道認可区域というのは五年から七年で整備が行われるという地域なわけでございます。

したがって、役所の議論の区分けの仕方としては、要は、五年から七年で整備されるんだから、それについて浄化槽に補助をすることは二重投資に当たるといふことで、それができていないといふことでございます。公共下水道、流域下水道、実態はいろいろございますけれども、制度論としては同じでございますので、それについて、その区分けはできていないというのが現状でございます。

中川先生の方からは、昨年六月だったと思ひますけれども、決算委員会の方でも実はいろいろな問題点の御指摘をいただいているところでございます。私も、そういうことを受けて、まさに市町村において既存の例えは都市計画、浄化槽の設置条例あるいは生活排水処理基本計画、そういったものを活用して整備計画を見直すというところでの最も効率的な汚水処理施設の整備手法を選択可能と思つておりました、都道府県構想の策定、見直しといったことの支援を行っているところでございます。

○中川(治)委員 要するに、大臣、今こういう議

論になつてゐるんですね。

私は、国土交通委員会でも下水道の問題を議論させていただいております。最近是非常に余裕しゃくしゃくといひますが、我々は下水道事業は必要のないものをもうやめたいと思つてゐるんです、しかし市町村や府県が下水道、下水道と言つてしようおまへんねん、ですから、どうぞ市町村長さんを説得してください、我々も困つておるんですよと、こない言われて、むかついてゐるところもあるんですが、確かに、現実、残念ながら、首長さんが下水道、下水道というふうには言つてゐるの事実なんです。下水道こそ文化だ、こういうことで、ある意味ではもう時代おくれな認識を持つてゐる、そういう首長さんそれから議員さんが非常に多いということも現実なんですけれども、これをどう変えていくかということも環境省の一つの大きな仕事だといふふうに思ひますし、この点については、大臣、どないでっしゃろ、何かええ手おまへんかな。

○小池国務大臣 確かに、都市をどのようにして運営していくかということについては、市町村長、首長の理解をさらに深め、そして、そこで決断をしていただくということが手続論としても必要かと思ひます。

そうしたことから、浄化槽の特徴についてもよく知つていただく、浄化槽の機能であるとか経済性、効率性、これをもつと十分伝えていかなければならないということで、平成十六年度から全国各地で浄化槽タウンミーティングというのを開催してまいりました。これは一般の方々に対してのタウンミーティングでありますけれども、それともう一つ、まさに決断をする人である市町村長それから市町村議会議員の方々を対象としたトップセミナーというのを開催をさせていただきました。

そこでの話などを聞きますと、そういうことだったのかというふうなことで、まさにデシジョンメーカーの方たちにこれをよく理解していただくということなんだろうと思つております。さら

にこの理解を深めるように努力をしてまいりたいと考えております。

○中川(公)委員 部長、時間が余りそうですので、ちょっとゆつくりいきます。

先ほど言いましたね、公共下水道の認可区域外にすべきだと。流域下水道区域外ということになると、もう本当に山奥にしか浄化槽はつくれないというのが今の現状であります。

そのところで、国交省の方では、だから市町村に線引き、網かけを変更してください、都市計画を変更してくださいというふうに言っているんですというふうに言うんですけれども、私は、それはやはり国の思い上がりだと思います。というのは、一たん下水で網がかかった町、しかも下水でも十年先か三十年先ぐらいにしか行かないようなところでも、現職の市長さんが、あなたのところの町は下水行きまへんねんと言えないんです。言わぬでも行かへんのですけれどもね。言わぬでも、多分その町会長さんが生きてはる間には行かないんです。それもわかっていても、行きませんねんとは言えない。もうそれだけで自分への支持が減ってしまうみたいところがやはりあるんです。

ですから、そうではなくて、私はやはり制度を変える必要があると。流域で必要以上に大きく網をかけているようなところについては、逆に言えば、環境省としては、それはおかしいんだからというところで、きちつと物を言い続ける、変えろと。必要以上に大きな網かけをやっているようなところについては、その網を網だと認めないというふうな議論をやつて。これは法律じゃなくて要綱ですよ、おたくのところの。要綱で決めていることなんですから、要綱で変わるかもしれない。そこで本気でけんかしてください。そうでないと、私は、事は進まないんじゃないかと。それを、市町村の都市計画の網をかけ直しなさいというようになことで済ませたいかぬというふうに思うてゐるんです。

そのところは、どんなふうにするかというこ

ともありますけれども、ぜひ毎年繰り返し繰り返し、毎年毎年チャレンジヤーで、もうこれはむなしですけれども、頑張っていたきたい、そんなふうに思っております。

もう一つは、下水よりも浄化槽というふうになつてしまふのは、大臣、これはいろいろな理由がありまして、特に、先ほどありました、下水道計画の網がかかっているところで既に大型浄化槽がある、そういうところについても、今とんとん、下水道の接続のある意味ではねらい目になっているんですね。

考えていただいたらわかると思うんですけれども、単独浄化槽とかばつとん便所の家、笑いますけれども、そんなんですよ。この家を下水につなぐ。そうすると、接続料というのは三十万ぐらい大体各家庭で取られるんです。接続料を取られて、家の敷地内を全部つながないかぬ。そうしますと、トイレと台所とふろ場、この三つのところを掘り返して線をつなぎ直さないかぬのです。

要するに、これは三十万円じゃ済まないんです。ついでにばつとん便所を水洗に変えないかぬ。そうしますと、単独下水道とかくみ取り式の家のところを下水に切りかえるということをやろうと思えば、間違いなく二百万以上の金がかかる。そうすると、そんな金あるかいなというところで、つなげない。ところが、合併浄化槽を既につけている家でしたら、もう一本になつていきますから、その槽をがちゃつとつぶしてつないだら、一発でいけるんです。

ですから、変な話、下水道の利用者を上げる、そして水道料金をたくさん回収する、そういうことをするために、合併浄化槽をねらい澄ましていかなないと実績が上がらないというふうな実情に情けない仕組みになつてゐるんです。

ですから、私一度、これは四年ほど前に大阪府議会での私のところの民主党の会派が取り上げたことがあるんですが、過去四年間で百万人の人が生活排水が変わつた。ところが、下水道につないだ家がふえた、百万人ふえたうちの実は四十万人が

合併浄化槽をつぶしてつないだだけであつたということなんです。そんなことが次々々々起つてゐるのではないかな、実に嘆かわしいという思いがありまして、これを何とかとめることはできないのか。どんなふうにも思つておられるでしょうか。

○南川政府参考人 御指摘の問題でございます。汚水処理施設整備でございますが、事業主体の市町村が地域の実情に応じて効率的かつ適正な手法を選択していただくこととなります。市町村が、下水道によつて生活排水を処理すると判断した地域におきましては、基本的には、当該区域内にございます合併処理浄化槽は、くみ取りやあるいは単独浄化槽とともに下水道に接続することになります。

ただ、現実でございますけれども、下水道の事業計画区域であるけれども、いろいろな理由から整備ができないという区域が多いわけでございまして、ここにおいても、合併浄化槽が普及定着しては、下水道の事業計画を変更していただければ接続の必要もなくなるわけでございまして、その整備をどうするか、市町村がぜひ地域住民と協議して判断していただきたいと考えております。

また、この際でございますけれども、浄化槽が一定期間設置されることによりまして、生活排水対策に有効になるわけでございます。そして、それを考えますれば、下水道事業を計画どおり進めるかどうかということについては、やはり相当期間をかけて見定めていただきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、浄化槽が普及定着まではしていない、そういうところで計画どおり下水道の整備が図られ、下水道整備区域となる場合もございます。

この場合も、環境保全の立場からは、特段の事情がない限り、雑排水が処理されていないくみ取りあるいは単独処理浄化槽をまず先に下水道に接続していただくということで、合併浄化槽を後にしていただくということが望ましいと考えております。

ます。

○中川(公)委員 ですから、今農林、国交それから環境省が協力してやっているデータでは、生活排水の適正処理が行われているのが七七・二%でしたかね。これは、整備区域内の人口が全部入っていますから、実は多分一割ぐらい少なく、今適正処理をしている人口は約七〇%というふうには思っております。

今部長言われましたように、残り三〇%が実は一番難解なくみ取りと単独浄化槽。特に一番たち悪いのは、本当は単独浄化槽なんですね。くみ取り式というのは川へ流しませんから。単独浄化槽は流しておりますから、これが本当は一番の汚染源なんです。これが案外都市部にあります。といいますのは、先ほど言いましたように、単独の浄化槽を下水道につなぐとすれば、三十万やそこらでは済まない。要するに、改造も含めて、それから庭を掘り返さないかぬ、そういうことも含めて二百万以上の金が必要かかる。あるいは、駐車場の下に埋めてあつたり前栽の下になんか埋めてあつたらもう大変なことでありまして、そういうところは絶対に単独の浄化槽で残っていくんです。

そういうところが、実は下水道の供用開始区域、整備区域、下水道部は普及率は六七%と言つていますけれども、実際は、接続している家は六〇%です。つまり一〇%の誤差がある。この誤差は必ずあるんです。要するに、つながない人が必ずある。これは下水道法では、つながらぬかつたら罰金やと、こない書いてあるんですけれども、この市町村も、この罰金を発動した人は、恐ろしくてそういう勇気のある首長さんは、一人もいてはりません。私は、このところはぜひ環境省から攻め込んでいただきたい。

どう考えても理論的に不可能な、要するに下水道を整備した地域ですけれども、下水道幹線がある、それを、低い谷間のところで例えば分譲開発をやつた。ありますよね、神戸でも大阪でも、こんなところへよう家を開発したなと思うような。

そういうところについては、一番下のところで集めてポンプアップしているんですね、下水道幹線に。これはもう金がかかってしゃあない。金がかかるから、もうポンプアップせずに、ほったらかしというところが案外あるんです。これを公共下水でやってしましますと、金がかかってしゃあないんです。

水は高いところから低いところへですから、そういう谷底の開発地域については、一番底で大型浄化槽で受けて川に流すというのが本来正しいやり方で、そういうことをしなければならぬのにしないで、下水道整備区域でうちは終わりました。下水道部、国交省の資料では六七%の中に入ってしまったっている、そしてほったらかしになっているところが実は一割あるということを認識していただきたい。

このところを手つけられるのは、私はやはり環境省しかないと考えているわけです。ですから、いつもはやらねえことをやったら、たまに腹立つたら、こういうことを言うて攻め込んでください、あんたらどないする気やと。これは絶対答えられませんから。やったら市町村がどれくらい金がかかりますから。そういう意味で、ぜひこれを何かのときの復讐のネタに使っていただいたらというふうには、私は、一遍はぜひこれもやっていただきたいなというふうには思っております。

それと、もう一つは、先ほどの大型合併浄化槽、おいしそうな大型合併浄化槽、しかもBODが二とか三で、燐も窒素も除去するというようなのがほとんど下水道につながっていくという情けない現実があります。ところが、大阪には、例えば河内長野という町があります。これは沿川で開発したものですから、つないでいくだけでも金がかかるということもあって、河内長野という町は、マンションの下にある大型合併浄化槽であるとか昔の住都公団が開発した大型合併浄化槽を、この管理を市町村に移しました。ですから、設備費は出してないですけども、市町村管理型の合併浄化槽ということで、この管理を市町村でやりま

しょう。要するに、市町村設置型の浄化槽の管理と同時に、民間でつくった良質な大型合併浄化槽についてはつぶさずにやりましようということになりました。そうすると、大量に発注するものから、それまでは大体自治会が浄化槽を維持するんですね。マンションであれば管理組合が浄化槽の維持管理をずっとやってはるわけですね。自分たちがお金を払ってつくった浄化槽なんです。これも大型の団地、私も幾つかそういうつぶされた浄化槽の自治会の役員さんに話を聞きに行ったりということをしたんですけども、まあ、世の中やはりなるほどなと思うことがありまして、例えば、なぜ賛成したか。

何とか不動産というものが五百戸開発した。初めはみんな赤の他人やからええんです。それが三十年、四十年たつて、集まる場所が欲しい。そうすると、自治会館をつくりたい。ところが、何とか不動産ですから、そういう余分な土地全然残してないんです。

そうすると、五百軒ぐらいあったら不動産会社に勤めている人もいてはりまして、会長、ええ話がありまねんと。あの浄化槽をつぶして土地を半分売つたら、売った金で自治会館が残り土地に建ちまっせ、これにはみんなころつといくんです。すると、この運営の問題でやはり自治会でもめるんです。二代目、三代目になつてくると、高いやとかへつたくれやという議論があつて、なかなかこれも無理だ、そういうところで浄化槽つぶしが始まる。市長さんは、もう待ってましたとばかり、これで五百軒が来たら、千三百人ぐらいの下水道普及率がぐんとはね上がる、よっしゃというふうなもので、ばあんとつぶすんですね。ただ、それは環境にも何もええことない、それから、つないだ方が、出てくる水が、汚い水が出てくる、そういうのも現実であります。

ですから、私はこれを、そうじゃないという例というのはなかなか少ないんです。ところが、河内長野の例であるとか、全国でそういう、本当に良質な大型浄化槽はつぶさずにこういうふうに住

用して、しかも、そうすれば確実に清掃費用は、各家庭の負担は減るはずなんです。そういう実例もやはりぜひ市町村には宣伝をしていただきたい、そんな感じがします。この点についてはどうですか。

○南川政府参考人 先生御指摘の事例、大阪の事例、私もよく勉強させていただいておりまして、こういった好事例、これは他地域においても大変参考になるものだと思います。今後、さつき大臣が申し上げましたけれども、タウンミーティングあるいはトップセミナーというところでもぜひ紹介してまいりたいと思います。

それから、今年度からでございますけれども、汚水処理施設交付金ということで、既存の都道府県構想にとらわれないで、市町村の自主性、裁量性によつて最も効率的な整備手法の選択ということにもしてまいりまして、ぜひこういった考え方を広めてまいりたいと思います。

特に、下水道事業を計画どおりやるかどうか、地域の選択ではございますけれども、最近の社会情勢の変化によりまして既存の計画が実情にそぐわない場合もあると思います。ぜひ、私も、市町村に十分働きかけまして、地域の実情に応じた選択ができるようなことをやってまいりたいと思います。

○中川公治委員 ぜひ積極的に、意欲的に、前向きにお願いを申し上げたいというふうに思います。

もう一つは、これもこの御時世どうなのかという思いがあるんですけども、下水道整備費は国補助が二分の一、こういうことですよね。浄化槽は三分の一なんです。これは何か根本的な理由があるのかという、この違い、これは何なんだろう。

○南川政府参考人 私どもが担当しております浄化槽でございますが、これは廃棄物処理施設の中のし尿処理施設の一環として整備されてきたというところで、し尿処理施設等の補助率三分の一と同じ比率になつていきたいと思います。これは浄化槽だけでございます。

ただ、下水道につきましては率直に言つてよくわからないということで、現在二分の一になつていくことは御指摘のとおりでございます。

○中川公治委員 この二分の一、三分の一の違いというのはやはり市町村にとっては非常に大きな判断の材料でありますので、このところについては、同じ生活排水の適正処理を目指す公共事業じゃないかということで、やはりこれはぜひ言い続けていくべきではないのかなというふうに思います。

それで、さらに、大臣、今私は国交省の下水道部に、向こうは、将来八八%下水でやつてまうんだ、これが都道府県の意思なんだと、こういうことで、要するに都道府県から出てきた計画を全部足したら八八なんです。浄化槽は四なんです。八八にするためにはあと何ぼかかるんや、残事業の総額を出せということで二カ月前に言つたんですが一向に出てきません。多分、出せないのか出さないのかよくわかりませんけれども、私の予想では約五十兆円かかるだろうと。今まで六十%にするまでに七十兆円以上の金が費やされております、それで七十。これから山間部へ行きますから、私は、少なくとも五十兆円、それ以上のお金になるのではないのかなというふうに思っております。

そうしますと、やはりこれは幾ら何でも、谷垣財務大臣はうんと言わはるか。これはないぞ、見直さぬかいというふうには言わはるに違いないと私は思っております。

もう一つは、やはり総務省。八八%本気でやられたら市町村財政は完全に破産するというところで、麻生総務大臣も、これはあかんよというふうには、腹の中ではできへんやろと思つてはるんかもしれませんが、これはあかんよというふうには言わはるはずですし、現実には市町村では、この間も私たち勉強会をやつたんですけども、自治財政局の方ではやはり非常に心配をしております。このまま下水道がいったらどないなるんやろか、市町村は下水道使用料金を月一万円に上げるか、それ

ともやめるか、どっちかやらないかということをやったり指導せざるを得ないということに現実になつてきております。

そういう意味では、考えてみれば、大臣の味方は、総務大臣もひとつしたら同盟軍の一人かもしれないし、財務大臣を味方につけて、国交省と闘うぐらいのもりでひとつやらないと、これは政党政派関係ございせん。そういう意味で、今の仕組みを大きく変えていくためには、そういうことも含めて遠慮せずにそれをしっかり主張し続けていただきたい、そんな思いでございます。

○小池国務大臣 本日は、いろいろな手口も教えていただきまして、ありがとうございます。

また、別途、環境委員会におかれましては、湖沼法についても御審議をいただくことになつております。

今、水の水質をどのようにして改善していくかという大きなテーマの中にあつて、この浄化槽をどのように効率率的に、かつ広く普及させるかというところは、水質の保全という点から非常に重要な点でございますし、また、議員にとつては一番お近くの大和川が、まだまだ水質の汚濁の点では全国ワーストの方に入つていて、それが改善されないというのも、きょうのお話、きょうの御指摘につながる問題点だろう、また課題であらうというふうに思います。

やはりこの浄化槽の整備というのが、例えば下水道そして集落排水などと比較しましても、効率的、経済的であるということ、本来は知られてるところでございすけれども、また一方で、市町村そして県、都道府県など、それぞれ自治体の財政事情ということも今大変問題になつてきているということもございす。

そういったことで、浄化槽の整備について予算の増額に私も努めておりまして、平成十七年度におきましては、公共事業の見直しとか削減が行われている中で、対前年度比で三・〇％増ということで予算を確保いたしました。

また、浄化槽整備に対します補助率の三分の一ということも他の方法と比べますと低いということとは御指摘のとおりでありますけれども、下水道事業債の適用であるとか地方交付税の措置なども講じるということで市町村の負担の軽減も図つていきたい。つまり、浄化槽整備に対してのインセンティブをつけるということが必要なんだろう、このように思っているところでございす。

ですから、流れ出た水の水質の保全、これはまた地域の皆さんの安心安全にもつながっていくことに、結局、水でございすから、まさに循環しているわけでございまして、そういった大きな観点に立つて、浄化槽の効率性、経済性、しっかりとそれをお伝えし、また整備が可能になるようにこれからもしっかりと活動していきたいと思つております。

その意味では、本日の先生のさまざまな御指摘、大変参考になりましたことに心から感謝をしたいと思います。

○中川(治)委員 国土交通委員の中でも、いや、下水よりも浄化槽だ、そういうスキームをつくるうということ、仲間が今たくさん集まつて、来週か再来週ぐらいに下水道法の改正案がありますので、一度論争を挑もうというふうになつております。

率直に言ひまして、下水と浄化槽の問題というのは、私はやはり党派を超えて取り組まないと問題だと。下水道の予算というのは、今、一兆円がだんだん減つてきまして、八千五百億ぐらいまで減つてきたんですけれども、浄化槽予算が二百億円でございす。やはり最後は、下水の予算を五千億ぐらいまで落として、そのかわり浄化槽の予算を一千億ぐらいにふやす、そのぐらいいやらないと健全な生活排水事業にはならないということもございすので、そういうことをやるのが本場の意味での公共事業の構造改革だということに私たちは思つております。ぜひそういう観点で今後とも頑張つていただきますように心からお願ひを申し上げます、終わります。

ありがとうございます。

○小沢委員長 次に、高木美智代さん。

○高木(美)委員 公明党の高木美智代でございます。ただいまも質疑がさまざまございましたが、私は、浄化槽の普及推進につきまして質問をさせていただきます。

こうした汚水処理につきましては、先ほど来お話ございましたが、環境を守る上でも、また、何といひましても、家庭から、また足元から環境配慮をしていくという、こうした意識向上の上からも、浄化槽の推進は大変大事であると思つております。特に、今大臣からもお話ございましたが、地方の財政が大変厳しい現下の状況がございす。そういった意味から、財政的にも、また環境的にも有益な浄化槽の普及を推進してまいりたい、また、それを推進いたしましうという意味で、課題につきまして何点か質問をさせていただきます。

まず初めに、汚水処理設備の普及状況につきまして伺ひます。

現在、下水道それから農業集落排水施設、また浄化槽などのそういう整備がなされていらない世帯、また人数がどのくらいあるのか、またどういった地域が残っているのか、数字でお答えいただきたいと思ひます。

○南川政府参考人 現在、生活排水について全体的な整備が行われていない地域でございす。

これは、人口で申しますと、全体で約二千八百二十八万人ということで考えておるところでございす。そのうち、その半分を超えます千四百八十二万人につきましては、人口五万人未満の市町村に居住をされているところでございす。世帯数ということで見ますと、これは国勢調査が二〇〇〇年で世帯平均が二・七人でございすので、これで割りますと、約千五百万世帯がこれからの整備対象だということでございす。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

そういう意味では、人口五万人未満の市町村の普及率が五六・四％というデータもございす。五万人未満の市町村といひますのは、全国の、今、市町村合併で若干数は変わつていひますかと思ひすけれども、約八割を占めるのがこの五万人未満と思つております。そこで普及率が五六・四％。全体的には今普及率は七七・七％と認識をしております。

そういう意味では、やはり今これに対してこれからどのように整備を進めていくか、ここがまさに、湖沼における環境保全であるとか、また中山間地域における保全であるとか、そういったことの大きな課題が残つていひます。

そこで、今年度から、地域再生計画の中に、汚水処理施設整備交付金、この制度が創設されたことと聞いております。この制度が創設された経緯につきまして、内閣府にお伺ひいたします。

○滑川政府参考人 お答えを申し上げます。

ただいま御指摘のように、今回、地域再生法の中で、汚水処理施設整備交付金というものが創設されました。私も、地域再生というのに取り組んでおりましたが、この主要な取り組みの一つといひまして、地域の自主裁量性の向上、あるいは縦割り行政の打破ということで、これを図っていくという方針のもとで、補助金改革というものを推進してきております。その中で、昨年の六月に、いろいろ地域から御提案をいただきまして、その中で、省庁横断的なものを含めまして、政策テーマごとに補助金の整理統合を求めた地域の声が多数寄せられたところでございます。

こうした地域の要望を踏まえまして、関係省庁と調整いたしました結果、省庁をまたがる複数の類似の事業を総合的かつ効率的に実施するということが可能とするために、御指摘ございました汚水処理、さらに道、港という三つの分野につきまして交付金化が行われたということでございす。

この交付金化によりまして、さまざまな手続が内閣府に一元化される、また、地方が策定されます計画に基づきまして、自由な施設配置が可能と

なる、そして地方公共団体はまた事業の進捗等に
応じまして事業間での予算の融通、あるいは年度
間での事業量の変更が可能となるといったような
形で、地域の自主裁量性の向上の観点、あるいは
手続の簡素化というようなことが図られまして、
地域にとって使い勝手が格段に向上するものとい
うふうに考えておるところでございます。

○高木(美)委員 既にこの四月から新年度が始
まっているわけですが、具体的に手続作
業の進捗状況について伺いたいと思います。

一部には、まだ中身の仕組みがよくわからずに、
自由に裁量、使えるというふうに言われまして、
その中身を変更したら金額が半分にされるのでは
ないかと、そうした不安のお声も寄せられてお
ります。その点につきまして御説明をお願いいた
します。

○滑川政府参考人 ただいま申しましたように、
汚水処理の施設の整備交付金につきましては、地
方が策定されます計画に基づきまして、自由な施
設配置ができるかと、あるいは事業間での予算の
融通とか、年度間での事業量の変更が可能という
ような新しい制度でございます。まだそうした意
味で、今回初めてということでございます。こう
したものを地方公共団体に積極的に活用してい
たいために、地方公共団体に十分周知してい
ただく必要があるというふうに私どもも思ってお
るところでございます。

このため、実は、地域再生法にこの汚水処理施
設整備交付金が載っておるわけでございますけれ
ども、地域再生法案をつくった段階、二月に、全
国六カ所で説明会をまず開催させていただきま
した。そして、一般の地域再生法の成立を受けま
して、今週の初め、四月四日から、全国八カ所にお
きまして、関係する四府省が合同で、交付金に特
化した地方公共団体向けの説明会を開催させてい
ただいております。また、さまざま
ま関心をお持ちになられておられます市町村ある
いは都道府県の皆様方からの個別の相談、ある
いは相談会というものも開催させていただいてお

ところでございまして、本制度の十分な周知に努
めてまいりたいと思っております。

スケジュール的に申し上げますと、地域再生法
が四月から施行になりましたので、この中で、今、
さまざまな形で地域にお知らせ、説明その他をさ
せていただいております。そして、先ほど御指摘
のように、この汚水処理施設整備交付金につ
きましても、地域再生計画というものをにつ
くっていただいて、その中に盛り込んでいただくこ
とによって使っていただくという仕組みになつてお
りますので、五月にはこの地域再生計画の認定申
請を受け付けられますように、今、地域の方にさ
まざまな形で広報活動を続けさせていただいてお
るところでございます。

○高木(美)委員 私、伺いましたのは、今の五月
受け付けというお話でございました。これは、五
年間分の長期にわたる計画をそれぞれ市町村が策
定をして、それをまず内閣府にお出しをするとい
う、少しその辺の流れにつきまして、概略を突
込んで説明いただきたいと思っております。

○滑川政府参考人 失礼いたしました。もう少し
流れということで、御報告をさせていただきます。
先ほど申し上げましたように、今回の地域再生
のための交付金につきましては、それぞれの地域
でまず地域再生計画というものをつくっていただ
きます。その中で、五年程度がめどとなっております
ますが、地域によって三年の場合もあればという
ことかと存じますが、事業を行われる期間につ
きまして、事業のための計画をその地域再生計画
の中に盛り込んでいただく。それで、内閣府にその
地域再生計画の認定申請をしていただく。そうい
たしますと、内閣府の方で、複数年にまたがるよ
うな計画を計画として認定させていただきまし
て、国として、その地域から、こういう支援をし
てほしいということについて支援をさせていただ
く枠組みをつくらせていただくということになり
ます。その上で、地域の方で、この交付金をお使
いになるのであれば、具体的なその計画が認定さ
れた上で、交付申請をしていただく。それで、そ

れに合わせて順次交付が進んでいくというよう
な流れになる予定でございます。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

例えば、四月四日から全国さらに八カ所とい
うお話ございました。そのような形で内閣府の方
から市町村に対して説明を行われます際
に、恐らく市町村の方たちが一番聞きたいのは、
これは財政面はどうなるのか、設置するときのコ
ストとかその後の維持、そういう総合的なもの
も恐らく聞かれないというふうに考えます。そう
いう場合のアドバイスとかまた資料の提供とか、
もつとこうすればコストは安くて実は済むん
ですというふうな、そうした説明などは行われて
いるのでしょうか。

○滑川政府参考人 ただいま御指摘いただきま
したように、私も、関係省と共同いたしまして、
今、説明会をさせていただいております。また、
地域からの個別の御相談に対応させていただいて
おりますが、私も伺いたしましては、例えば、
どの事業とどの事業のコストがどうかというよ
うなことについては私どもの方から説明はさせて
いただいております。

と申しますのは、この交付金の制度につきま
しては、地方公共団体御自身が、例えば汚水の場合
でございますれば、下水道あるいは集落排水ある
いは浄化槽というこの三つの中から地域の事情に
最も適した施設を御選択いただきまして組み合
わせていただくということが可能になっております
ので、そうした制度的な枠組みは説明させていただ
いておりますけれども、その中で具体的にどう
いうふうなコストがかかるのか、そういうよう
なことにについては、市町村なり都道府県なり、そ
ういうところでいろいろと検討されるものという
ふうに理解しております。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

今の御説明を伺いながら、恐らく、そうした役
割を担わなければならない、また担っていただ
きたいのはまさに環境省であるという、やはり環
境省でコストの比較であるとか、また、こうす

もつと環境配慮ができるのか、そうしたアドバ
イス、また資料の提供等も行っていたきたいと
ころでございますが、このことにつきましては後
でまた伺いさせていただきます。

そこで、少し話は変わりますけれども、本来、
こうした下水道事業につきましては、これは下水
道の方です、これは公営事業でありますので、地
方財政法の第六条で書かれておりますけれども、
独立採算制を当然採用すべきである、したが
って、特別会計で行う事業と義務づけられて
おります。足りない差額分を一般会計から補
てんしている。そうしなければ成り立たないとい
う事情もあり、また、災害等やむを得ない事情
の場合はというところで、そのような解釈が成
り立っているのかと思っておりますけれども、た
だ、こうしたことが地方財政を圧迫している。学
校とか施設とか、もつといろいろなつくりたい
のになかなかつけない、こういう問題点も伺
つております。下水道それから浄化槽ともに、ど
のくらいこうした一般会計から繰り入れられて
いるのか、お伺いをいたします。

○南川政府参考人 今から申し上げる数字は総務
省の平成十五年度地方公営企業年鑑による数字
でございます。

十五年度におきまして、公共下水道事業全体
の、まず、使用料による汚水処理費用の回収率、
六四・九％でございます。内訳は、東京などの
人口密集地域が九五・七％、そして、だんだんこ
れが人口規模に従って減ってまいりまして、人口
規模が三万人から五万人では四六・九％、一万
人未満では二七・五％となっております。一方、
市町村設置型の浄化槽につきましては、回収率
が五九・五％でございます。

これは、結局、使用料で回収できなければ他
会計からの繰り入れになるわけでございます。十
五年度の他会計からの繰り入れ、これは全国の公
営企業全体で三兆七千億でございますけれども、
うち公共下水道が一兆八千億ということでござ
います。市町村設置型の浄化槽整備事業は約二十億

円の繰り入れをしておるといふことでござい
ます。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

もう一度確認させていただきませんが、下水道
の方の繰り入れが一兆八千億、浄化槽の方が二十億、
本当に大きな金額の差があるといふことがよくわ
かりました。

そこで、もう一つお伺いしたいのは、自治体
にとりまして、財政面から見て、これから汚水処理
施設を整備する場合に、下水道と浄化槽、どちら
が経済効率がよいと思われるのか、このところ
を詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○南川政府参考人 下水道の場合は、管渠をつな
ぎまして地域全体の生活排水を集めて処理しよう
というものでございまして、基本的には、市街地
などの人口が密集した地域に適した形態でござい
ます。浄化槽は、管渠を使わずに、排出源の各家
庭において処理しようといふことで、中山間地域
などで効率的なシステムだと考えております。

これは私も、国交省も含めて作業して、汚水
処理原価といふものをつくってはいております
けれども、公共下水道では、東京などの人口周密
の都市におきましては、一立米当たりの処理費用
が百三十九・五円でございます。これが一人未
満になりますと五百四十四円といふことで、三倍あ
るいは四倍になるわけでございます。他方、市町村
設置型の浄化槽は二百二十・四円といふことで
ございまして、人口一人未満になりますと圧倒的
に浄化槽整備事業の方が効率的だといふことで
ございます。

○高木(美)委員 ありがとうございます。経済効
率もよくわかりました。

そこで申し上げたいことですが、先ほどの下水
道の一般会計からの補てん、これが一兆八千億で
ある、また浄化槽については二十億で済んでいる
といふ、こうした累計につきましては、私もいろ
いろ資料を調べましたけれども、下水道はすぐに
わかりましたけれども、やはり浄化槽はなかなか
わからないという状況でございました。

やはりこれだけの大きな格差があるといふこと
を、どうしてもっと環境省の方たちが、市町村に
向けまして、また国民に向けまして、大きな
お声でおっしゃらないのかなという思いが大変ご
ざいます。どう考えても、これは財政の上からい
きまして、本来は一般会計から繰り入れてはい
けない、特別会計で独立してやるべきであるとい
う、こういう状況があるわけで、そのことを考え
ますと、下水道を引けばその土地の値段が上
るとか、その家の価格が上がるとか財産価値にな
るとか、恐らくそうした経済の効率性、そういつ
たところからあるかと思ひますけれども、私は
やはりこの、環境省の、こうした、ここまで数
がはつきりしていながら、こういったことを発表
されない、ここで戦われないという、こうしたこ
とにつきまして、これはぜひ大臣、お答えいた
だきたいと思ひます。

○高野副大臣 委員御指摘のとおり、声を大きく
して訴えていきたいと思ひますが、御指摘のよう
に、地形とか人口密度とか、その地域の特性によつ
ては下水道よりも浄化槽を整備した方が、建設費
ばかりじゃなくて維持費も減少させることができ
るということも可能でありますし、今市町村は、
国が持っている平均的な建設費、維持管理費とい
うものを参考にしていることもありまして、もう
少し実態に合った数字、これを教えていく必要が
あるのかと思ひております。

そういう意味では、地域の実情に応じた効率的
かつ適正な汚水処理施設の整備が行われるよう
に、これまでも市町村の職員を対象とした研修等
を実施してきておりまして、平成十六年には全国
各地において浄化槽タウンミーティング、これを
開催しまして、全国で十三カ所開催をいたしまし
た。それから、市町村長や市町村議会議員を直接
の対象としてトップセミナーといふもの、これも
十六年度は二カ所で行っておりまして、こういう情
報の提供の強化も図っているところであります。
そしてまた、より効果的な、かつきめ細かな情
報を提供していくという意味で、浄化槽の整備に

ついてノウハウを蓄積しているシンクタンクと
か、あるいはコンサルタントの活用も有効である
と考えておりまして、こういうシンクタンク、コ
ンサルタントと協力しながら、市町村に対して情
報の提供に努めてまいりたいと思ひております。

○高木(美)委員 副大臣のおっしゃることはよく
わかるのですが、いかにせん、今市町村、また地
方自治体、大変な経費削減努力をしながら、当然
いろいろやっていただきたい事業等も削りながら
努力をしている、まさに本心に血を流しながら
戦っているという、そういうことを思い
ましたときに、日本全国で一兆七千九百八十億
円の削減ができるかどうかという、これは私は大
きなポイントではないかと思ひております。これは
やはり環境省とされまして、これを今後どのよう
に取り組まれるかといふことは、まさに環境省挙
げての大きな課題として頑張っていたきたいと
思ひます。

要するに、今市町村の職員にという、また、タ
ウンミーティング等のお話もございましたけれど
も、最終的には市町村長が、その長のところ
にどういったデータが届くか。先ほど申し上げてお
りますように、やはりこれから浄化槽を推進した方
がよいと思われるのは明らかに人口五万人未
満であり、また一万人未満のそうした小都市、中小都
市であるという、このことを思ひましたときに、
果たしてその市町村長の方たちに、そうした比
較の正しいデータがどのように届けられるか、こ
れはまさに私は国の責任ではないかと思ひます。

実は、これはある中堅の市長さんから問い合わせ
が我が党のある議員のところにあつた。そこ
は御自分たちでいろいろ工夫していると。ただ、
認識の上で、浄化槽を入れるとなると自治体の負
担がふえる、こういう一つの認識、これが固ま
っているといふ、恐らく、先ほどもお話ございま
したけれども、これから汚水処理の施設をつくら
う、これは下水道をどうしようか、まず真つ先にそう
した発想が行きますことを考えますと、やはりそ
中には、自治体の負担が浄化槽ではふえるんじや

ないか、こうした誤った認識がここにはぬぐい切
れずにそのまま放置をされている、こういうこと
を思ひます。

そこで、これはこちらで説明をさせていただ
きたいのですが、これはある市のデータでござい
ますけれども、そこは当然、地域の関係等もござ
いまいいか、そしてまた、浄化槽に切りかえた方
がよいのか。ここは本来、下水道を引こう、そ
のように考えていたさうです。

そこで、問い合わせがありまして、最終的にこ
れは財団法人日本環境整備教育センター、ここに
問い合わせをいたしましたところ、下水道を使
った場合、年間一億六千五百万円、建設費、維持管
理費等を含めまして、これだけの負担である。そ
してまた、今度は浄化槽にした場合、年間さらに
そこから約一億円負担を軽減させることができ
る、こういうデータが示されておりました、これ
をごらんになって、その市長が、よくわかりまし
たと。

やはりこういったデータをもっと出していくべ
きだといふことを改めて私も感じた次第でござ
いますけれども、このような形でいろいろな、今、
市の実例が、もうこれだけ普及しておりますので、
例があるかと思ひます。こういった人口、このぐ
らゐの地域、例えばその市にはどのような地域
を抱えているのかとか、そうしたやはり御自分
たちが一つのモデルとしたい、そういう市の具体
的なデータを、例えばホームページなり、また何
書類におまとめになるなり、そうやって、最初
に内閣府の方にお話ありました全国の市町村会
なり、またそういう方たちにしかるべき提示をさ
れて当然ではないかと思ひます。その中から、
御自分たちが、では、うちはこのパターンに合
っているからここはまた下水道の方がいい、ここ
は浄化槽の方がいい、そうしたところをその上
で選択ができるという、こうしたシステムをぜひ整
えていただきたいと思ひます。

その点につきまして、大臣の御見解を伺います。

○小池国務大臣 おっしゃるとおりだと思います。

市町村長、市町村議会議員の皆さんに対してのトップセミナーも開いているというふうに申し上げました。これまでまだ二回しか開いておりません。またこの回数を重ねていくということ、今、平成の大合併ということで、日本全国で市町村合併が進んでおりますよね。そういった意味では、この機会にしっかりと、浄化槽がいかに市の経営にとって効率的なのか、そういったことも提示するいいチャンスなのではないのかなというふうに思っております。

環境省は職員数も一審霞が関の中でも少のうございす。今回、地方における設置ということでいろいろと御審議をいただいているところでございすけれども、他省庁はむしろ市や県などに職員をいろいろな形で送っていらっしゃると思います。情報の伝達も、そういったところを通じてやり伝わりやすいんだらうなど。その点、環境省はまさに、さつき人手の話がありましたけれども、人手が足りませんので、なかなか、そういった地方の自治体に人を送るところまではいっておりません。それがいいか悪いかはまた別の話でございすけれども、そういった意味で、しっかりと情報を伝えていきたい、このように思っております。

○高木美委員 ありがとうございます。

恐らく、今まさに情報は全国一瞬で通じますので、そういう意味では、正しい情報がここに、この信頼感が環境省の信頼が増していくことにつながりますし、ひいては環境行政の大きな推進につながっていくのではないかと私は思っております。ぜひ、大臣のリーダーシップを発揮していただきまして、こうした足元からの環境配慮に取り組んでいただきたいと思ひます。

あわせまして、もう一つこれは指摘させていただきたいと思うのですが、全国のこうした汚水処理施設が今どのように設置されているかというデータを見たときに、全国さまざまな県がござ

いますけれども、平均が全国七七・七%ということで、東京の場合は先ほどありましたように九八・五%。ところが、これが大変低いところになりますと、飛び抜けて低い二県がございす。お名前はいまは申し上げませんが、二県ばかりでございます。三四・三%といった地域が二県ばかりでございます。そういったところに対して、その中身の実態をどのように把握をしていただき、そしてまた、今後そこに適切なアドバイスをされるおつもりなのか、局長にお伺いしたいと思います。

はふえるわけでございますけれども、せめてその除去する十萬から二十萬円につきまして何かしら補助対象として検討をしていただけないかと思っております。

う少し取り入れるべきではないのかなと私思うことがございす。企業でも、CSRとか、つまり社会的責任ということが一つの大きな指標になって、それでもって株価が変わるというような御時世でございますので、そういった観点からも、今御指摘ありました点も含めまして、これから関係省庁との調整にしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○高木美委員 それでは最後に、この浄化槽法の改正が環境配慮のさらに大きな前進につながりますことを念願をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○南川政府参考人 御指摘のとおり、いろいろな県の事情によっていろいろございす。

ありがとうございます。

ありがとうございます。

私も、浄化槽につきまして、恥ずかしいんですけども、やと十六年度から、そういう地方でのトップセミナー、さらにタウンミーティングを始めたところでございます。それまではやっていなかったというのが実情でございますので、ようやく私も、いろいろな方からの御指摘をいただいて動き出したということでございす。

こうした場合に、大臣の御決意を最後に伺いたいと思ひます。

○小沢委員長 次に、浄化槽法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事会等において協議してまいりましたが、本日、お手元に配付いたしておりますとの起草案を得ましたので、委員長から、本起草案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

また、現実に、現在の浄化槽法はいくつかの限界がございまして、実際には建築基準法の九十九ミリグラム・パー・リットルの数字で動いておるとか、そういったこともいろいろ御指摘をその場で受けたりしております。だんだん全体の皆さんの認識も変わってまいりましたし、また、国会においてもこうして浄化槽について御議論いただければ、大変ありがたいと思っております。私ども、まだやつと動き出したばかりでございすので、これからぜひ体制もしっかり組んでやっていきたいと思ひます。

この件については、切りかえがなかなかうまくいかないところのネックになっているということについてはよく認識もいたしております。ただ、単独処理浄化槽の方も、私費で設置をされておられるということから、その撤去、処分費用については、なかなか国庫補助の対象とするのは難しいという問題がございす。一方で、地方公共団体、関係団体からも、この点については御要望もたくさんいただいております。

本法案は、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽による生活雑排水等の適正な処理を図るため、浄化槽から放流される水の水質についての技術上の基準の創設等必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、この法律の目的において、公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図ることを明示することとしております。

ありがとうございます。

今後とも、この問題点を認識しつつ、関係省庁と調整を図りながら検討してまいりたいと考えております。

第二に、浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質についての技術上の基準を創設することとしております。

第三に、浄化槽設置後等の水質に関する検査の検査時期の見直しを行うこととしております。

○高木(美)委員 全力で応援させていただきますので、よろしく願ひいたします。

最後に、単独処理浄化槽がございす。これがなかなか合併処理浄化槽へ転換できないということと、まだ数多く残っておりますけれども、要するに、これを除去するときに生じる費用、除去するだけで十萬から二十萬と言われております。そして、家の中の整備をしようと思うとさらに費用

また、こういった環境に関しての公共事業と申しましようか、それについて考えるんですけれども、例えば、それによる効果がどうなのかとか、そういったところで環境というインデックスをも

第四に、浄化槽の維持管理等に対する都道府県知事の監督規定を強化するとともに、罰則の規定を整備することとしております。

第五に、この法律は、平成十八年二月一日から施行することとしております。
以上が、本起草案の趣旨及び主な内容であります。

浄化槽法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○小沢委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小沢委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十分散会

浄化槽法の一部を改正する法律案

浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に、「浄化槽の清掃」を「浄化槽の清掃等」に、「第十二条」を「第十二条の二」に、「第六十七条」を「第六十八条」に改める。

第一条中「により、」の下に「公共用水域等の水質の保全等の観点から」を加え、「し尿等」を「し尿及び雑排水」に改め、「図り、」の下に「もつて」を加える。

第四条中第六項を第八項とし、第二項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第一項を第二項とし、

第一類第十一号 環境委員会議録第六号 平成十七年四月八日

同項の次に次の一項を加える。

3 前項の構造基準は、これにより第一項の技術上の基準が確保されるものとして定められなければならない。

第四条に第一項として次の一項を加える。

環境大臣は、浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質について、環境省令で、技術上の基準を定めなければならない。

第五条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第七条中「その使用開始後六月を経過した日から二月間」を「環境省令で定める期間内」に改め、「環境大臣又は」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定検査機関は、前項の水質に関する検査を実施したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、環境省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

第二章中第七条の次に次の一条を加える。
(設置後等の水質検査についての勧告及び命令等)

第七条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が前条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三章の章名中「清掃」を「清掃等」に改める。
第十一条に次の一項を加える。

2 第七条第二項の規定は、前項の水質に関する検査について準用する。

第十一条の次に次の一条を加える。
(廃止の届出)

第十一条の二 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三章中第十二条の次に次の一条を加える。
(定期検査についての勧告及び命令等)

第十二条の二 都道府県知事は、第十一条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第十一条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五十三条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第十條第三項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士

第五十三條第二項中「前項第一号又は第三号から第七号まで」を「前項各号」に改める。

第五十七條第一項中「環境大臣は、二以上の都道府県の区域において第七條及び第十一條の水質に関する検査の業務を行う者を、」を削り、「一の」を「当該」に、「当該」を「第七条第一項及び第

十一条第一項の水質に関する検査の」に改め、同条第二項中「環境大臣又は」を削り、「したときには」を「したときは」に改め、「環境大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつては」を削る。

第六十四條第十号中「第六号又は第七号」を「第七号又は第八号」に改め、同条第十一号中「同条第一項第六号又は第七号」を「同条第一項第七号又は第八号」に改める。

第六十五條第三号中「第六号又は第七号」を「第七号又は第八号」に改め、同条第四号中「同条第一項第六号又は第七号」を「同条第一項第七号又は第八号」に改める。

第六十六條の次に次の一条を加える。
第六十六條の二 第七條の二第三項又は第十二條の二第三項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第六十七條中「十五万円」を「二十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。
第六十八條 第十一條の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年二月一日から施行する。ただし、第七條の改正規定(環境大臣又は)を削る部分に限る。並びに第五十七條第一項及び第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(設置後等の水質検査に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の浄化槽法第五條第一項の規定による届出がされている浄化槽又はこの法律の施行の際現に浄化槽の設置若しくはその構造若しくは規模の変更につき建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第六條第一項若しくは第十八條第三項(これらの規定を同法第八十七條第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認

済証の交付を受けている浄化槽についてのこの

法律による改正後の浄化槽法（以下「新法」という。）第七条第一項の規定により水質に関する検査を受けなければならない期間については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図るため、浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質についての技術上の基準の創設、浄化槽の水質に関する検査に係る制度の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。